

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

平成 30・31 年度の後期高齢者医療保険料(率)について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、保険料計算となる保険料率は2年に一度改正され、平成 30・31 年度の保険料率は以下のとおりとなります。新保険料率に基づいた平成 30 年度の保険料は平成 29 年中の所得を基に個人単

位で計算されます。

5月末時点で岐阜県の後期高齢者医療の被保険者の方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料の決まり方

<p>均等割額 被保険者 1 人当たり 41, 214 円</p>	+	<p>所得割額 被保険者の所得※ × 所得割率 7. 75%</p>	=	<p>保険料額 (年額) 限度額 62 万円 100 円未満切捨て</p>
---	---	--	---	---

※所得＝総所得金額等-33万円（基礎控除額）

保険料軽減措置の見直しについて

後期高齢者医療制度の被保険者の方には医療費の一部を負担していただいているところですが、一定の方の保険料につきましては、本来あるべき保険料額から更に負担を抑える特例措置が続けられています。

しかし被保険者数や医療費が増加する中、被保険

者間で保険料の格差が生じていること、また、支援している現役世代との不公平感も否めないことから、昨年度から特例措置による軽減を段階的に見直しており、平成 30 年度も段階的見直しが行われます。

今後も安心して後期高齢者医療制度を利用いただくための制度改正にご理解をお願いします。

①被用者保険※の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

②保険料「所得割額」の軽減

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度以降
被扶養者軽減	均等割 7 割	均等割 5 割	資格取得後 2 年間に限り、均等割 5 割軽減
所得割軽減	所得割 2 割	軽減なし	

※被用者保険とは協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません。）

③保険料「均等割額」の軽減

（2 割、5 割軽減については判定基準額を拡大し、対象を広げます）

軽減割合	平成 29 年度（総所得金額等の合計額）	平成 30 年度（総所得金額等の合計額）
5 割軽減	33 万円 + 27 万円 × 世帯の被保険者数	33 万円 + 27. 5 万円 × 世帯の被保険者数
2 割軽減	33 万円 + 49 万円 × 世帯の被保険者数	33 万円 + 50 万円 × 世帯の被保険者数

軽減判定日は 4 月 1 日または資格を取得した日となります。

☒ 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎ 058-387-6368
住民環境課 ☎ 64-7105